

第 2 回精華町障害者基本計画策定委員会 記録

日時	平成 30 年 10 月 15 日（月）午後 1 時 30 分～
場所	精華町役場 6 階審議会室
出席者	樽井会長、坂東副会長、岩井委員、遠藤委員、大平委員、尾崎（伸）委員、尾崎（万）委員、北尾委員、木下委員、櫻木委員、杉山委員、高橋委員、田中委員、藤村（修）委員、細見委員、山内委員、吉村委員 傍島委員（オブザーバー）
次第	1 開会 2 議事 （1）「精華町第 2 次障害者基本計画」に基づく取り組み状況について （2）「精華町第 2 次障害者基本計画」の半期改定の考え方について 改定のポイント①：計画の構成について 改定のポイント②：理念と目標等の調整について 改定のポイント③：施策体系の調整について 3 その他 4 閉会 配布資料 ○「第 2 次障害者基本計画」に基づく取り組み（資料 1） ○「第 2 次障害者基本計画」改定の構成案（資料 2） ○理念と目標等に係る改定の考え方（資料 3） ○施策体系に係る改定の考え方（資料 4） ○精華町第 2 次障害者基本計画【改定版】たたき台（資料 5）

1 開会	委員 18 名中、17 名の委員が出席。過半数を超えているため、本委員会は成立。
2 協議	資料 1～5 について事務局より説明があった。
遠藤委員	議事（1）「精華町第 2 次障害者基本計画」に基づく取り組み状況について 資料 1 の 1 ページの（2）の「②教育相談の充実」について、支援級や特別支援学校に在籍している児童なども含めて、どのような範囲で教育相談を行っているのか。 また、「③特別支援教育の推進」に「福祉課からの高等部 3 年生を対象とした年 2 回の進路相談に参加している」とある。進路としては福祉的就労と一般就労、進学に大きく分かれるが、教育進路相談ではどのような取り組みをしているのかを詳しく教えていただきたい。
事務局	教育相談は町内の生徒全般を対象としている。 進路相談は、福祉課が進路相談に参画し、精華町内で支援学校に通われている方の進路相談に対応している。
会長	実績等のデータはあるのか。
事務局	数字を把握することは可能なので、必要であれば後日お示しする。
遠藤委員	高校 3 年生の進路相談は大変重要であるが、その中で評価・課題が未記入なのが気になった。

会長	「第2次障害者基本計画」に基づく取り組みについて、委員間で特に共有、協議すべきことがあれば、事務局からご説明いただきたい。
事務局	抽出できていない部分もあるかもしれない。委員の皆様には、これまでの経験を踏まえて、計画に掲載すべき内容があればご発言いただきたい。
会長	進捗状況を見える化することも課題となってくる。
吉村委員	取り組み後のイメージはあるのか。それがわかれば、進捗状況を評価できるようになる。
会長	数値で管理できる目標とは別に、キャッチフレーズのような目標があり、ここでは混在している。これは精華町だけでなく、どの自治体でもみられる。混乱しないよう、整理できるとよい。
細見委員	<p>議事 (2) 「精華町第2次障害者基本計画」の半期改定の考え方について</p> <p>発達障害の人は「あれ」「これ」「それ」ではわからない。「あれとって」ではなく、「机の上にある本をとって」と詳しく言ってほしい。しかし、大きな声で言われると怖いと感じる。</p> <p>以上のことが伝わるよう、例えば発達障害の理解に係る研修で障害本人に参加してもらうなどすれば、障害への理解がより深まる。</p>
会長	さまざまな場面に当てはまる広い課題なので、計画の中で触れていただきたい。
北尾委員	資料4の「4 自立した生活をおくるために」の「(7) 障害者の社会参加の促進とボランティアの自己実現支援」とあるが、「ボランティアの自己実現支援」とはどのような趣旨か。
藤村(修)委員	障害者だからボランティアされるばかりでなく、障害者もボランティアになるという内容も含めてはどうか。
副会長	「6 共感しあえる地域づくりのために」に含める方が適切かもしれない。
会長	資料4をみると、現計画では目標が6つある。一方、改定案では目標が3、施策が15になっている。改定にあたって、現計画の内容を削除することはあるのか。
事務局	継続する分については、基本的に削除せずに残す形である。
会長	それぞれの委員の立場から、本日の協議事項全体を通しての意見を求めたい。
岩井委員	<p>聴覚障害について</p> <p>聴覚障害として、差別解消法の関係で災害時の合理的配慮をお願いしたい。聴覚障害児について、人工内耳を受けるための助成金が長岡京市にはあるが、人工内耳をする時に手話獲得もつけるような支援をお願いしたい。</p> <p>京都市と京都府北部には聴覚障害者の放課後等デイサービスがあるので、京都府南部にも聴覚障害者の放課後等デイサービスができるようお願いしたい。</p>
田中委員	<p>親が亡くなった後の障害者について</p> <p>親亡き後の対応をどうするかが課題となっている。家族構成が変わってきたため、親族で面倒を見るのが難しくなっている。</p>
会長	親が亡くなった後の課題を社会共通の課題として取り込むことは重要である。整理をお願いしたい。

大平委員	<p>予算配分について</p>
会長 事務局	<p>資料 1 について、扶助費の増加など費用面での問題が出てくる。そのため、計画の中での優先順位が把握できるようになるとよい。</p> <p>この計画だけで予算の配分まで決定できるのか。説明をお願いしたい。</p> <p>一度にすべて取り組むのは難しいので、どこから優先して動くかの判断材料になるのがこの計画である。基本計画の施策に盛り込むことで事業実施につながっていくものである。</p>
尾崎（伸）委員	<p>障害者の就労の場について</p>
	<p>第 2 次計画の 2 の（1）働く場の確保は、本校にとっても課題である。支援学校高等部 3 年生の進路相談をみていると、送迎を含めて行く場所に悩むケースが多く、他の地域を探さなければならないこともある。</p>
尾崎（伸）委員	<p>改定（案）の施策について</p>
北尾委員	<p>改定（案）の「施策 10：経済的負担の軽減」について、改定施策番号をみると、「10」だけ記載がない。どこかに入れるべきではないか。</p> <p>経済的負担の軽減については、医療サービスの充実も関わってくるので、施策 9 にも重なるのではないか。</p> <p>また、経済的負担の軽減では、外出支援についても配慮していただきたい。</p> <p>施策それぞれが細かい項目で分かれており、それらを集約するとこの施策に盛り込まれることになる。現時点では施策のみで番号付けをしているので、後日精査させていただく。</p>
事務局	
尾崎（万）委員	<p>教育相談の充実について</p>
事務局	<p>障害の「がい」の表記をどうするかが課題である。</p> <p>「○特別支援教育の推進」について、子どもたちの個別の指導計画と、親とともに作る個別の教育支援計画、アセスメントの 3 つを学校が作成している。</p> <p>「教育・保育」の順番をなぜ「保育・教育」にしているのか、理由があれば教えていただきたい。</p> <p>「保育・教育」の順番も含めて、ご意見を参考に精査させていただく。</p>
高橋委員	<p>地域でのサポートについて</p>
	<p>地域でサポートをしたいと思うが、情報があまり入ってこない。どのようなサポートが必要なのかが把握できない。自治会との連携などにより、情報が入ってれば、具体的なサポートに向けて動くことができる。そのために、民生委員の研修で現場の方の話を聞けるようになるとうい。</p>
木下委員	<p>公共職業安定所における障害者の就労支援について</p>
	<p>精華町では京都府労働局との協定によって就労に向けた取り組みが進められているが、決してそれだけではなく、障害者との向き合いは公共職業安定所の通常業務としても取り組んでいることはご理解いただきたい。</p>
杉山委員	<p>改定（案）の施策について</p>
	<p>改定（案）では 15 の施策にまとめられているが、メリハリがついていないため、どれに重点を置いているのかわかりにくい。とりわけ課題と認識している部分については、それがわかるように表現を工夫していただきたい。</p> <p>目標 3 の「施策 13：移動の確保」とあるが、アンケート調査結果をみても、同</p>

	<p>居家族の方が課題として感じている内容なので、目標 3 よりも目標 2 の方が適切ではないか。</p>
細見委員	<p>障害者の就労について</p> <p>就職先の障害への理解が十分でなく、パワハラを受けた人がいる。そういう課題を計画の中に入れていただきたい。</p>
山内委員	<p>障害福祉計画等の整合性について</p> <p>昨年度末に策定された障害福祉計画等において示された整備目標（地域生活支援拠点や児童発達支援センターの整備、医療的ケア児の支援に係る協議の場、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）については、本計画においても概ね記載されている。しかしながら、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」についての記載が見当たらないので、両計画の整合性を図るためにも明記され方が望ましい。</p>
櫻木委員	<p>サービス事業所の表現について</p> <p>資料 5 の施策 4,7,13 の記述をみると、それぞれで「サービス事業所を増やし」という言葉が見受けられる。サービス事業所を増やすために、精華町が取り組む内容をより具体的に記載してほしい。</p>
事務局	<p>基本計画は方向性を示すものであり、具体的な進め方については福祉計画に委ねたいと考えている。ご意見を参考に、表現が適切かどうか検討させていただく。</p>
会長	<p>このままだと、精華町がサービス事業所を増やすと捉えられることもあるので、検討していただきたい。</p>
吉村委員	<p>精神障害者について</p> <p>精神障害者の記述が少ないように読み取れる。計画の中に、精神障害者の人たちが安心していられる場をどう作っていくかを記載してほしい。</p> <p>第 2 章の「生活支援基盤の確保・堅持（高齢化対応、介助者対応含む）」にも精神障害者の記載をお願いしたい。</p> <p>差別解消法について、人権教育が重要であるので充実させていただきたい。</p> <p>ヘルプカードの活用を進めてほしい。一般住民への普及啓発をお願いしたい。</p>
藤村（修）委員	<p>ボランティアについて</p> <p>ボランティアに関しては「施策 14:福祉人材の育成・確保（ボランティア含む）」のままにしておいてもよい。</p>
北尾委員	<p>障害者の家族が高齢化し、ボランティアも減っている。支援者の確保や養成が大変になっており、今から対応する必要がある。</p>
北尾委員	<p>就労支援に関わる人材について</p> <p>働く場所の確保について、精華町にも新しい企業ができており、障害者の法定雇用率も上がっているのので、障害者の就労支援に働きかけるプロフェッショナルがいるとよい。</p>
遠藤委員	<p>地域福祉計画との関連について</p> <p>上位計画となる地域福祉計画への盛り込みについて、今後、盛り込む計画が別途あるのか教えていただきたい。</p>

遠藤委員 事務局	<p>「社会参画」の表現について</p> <p>「施策 5：社会参画・就労の促進について、「社会参画」の「参画」という表現は障害者にはハードルが高い。地域での社会参加・就労の促進にしてはどうか。地域福祉計画とのつながりについて、現在、地域福祉計画も見直し中であり、障害者基本計画と照らし合わせながら、重複してくる部分は調整していく。地域福祉計画の基本理念に共生社会が盛り込まれると思うので、障害者基本計画でも共生社会の視点をもとに整合性は図りたい。</p> <p>「社会参画」と「社会参加」の表現については、ご意見を参考に精査させていただく。</p>
遠藤委員	<p>「社会参画」では行政等の組織と一緒に、何かを一から作っていくことのイメージで、「社会参加」はそこまではいかずに、例えばイベント等に参加する、審議会で意見を述べる、アンケートに回答するレベルと解釈している。</p>
副会長	<p>人材確保について</p> <p>マンパワーの確保が課題であり、地域の中で啓蒙するだけでなく、積極的にインターンシップや小・中・高校生の体験学習等の機会を提供する必要がある。</p>
事務局	<p>精華町の医療について</p> <p>本日、欠席の藤村（聡）委員よりご意見をいただいたので、報告させていただく。</p> <p>障害者の事業所等については、「きづがわネット」という団体を通じて連携は図れているが、高齢者分野に比べると多職種連携が進んでいない。精華町では難病の専門医療機関、小児科医、在宅医療の開業も進んでいない。また、精神科についても、県外の医療機関を頼らざるをえない状況にある。精神科は圏域外での対応になってしまい、精神関係の医療の充実も課題である。</p>
会長	<p>これらの議論、意見を含めて、障害者基本計画（案）を示していただきたい。</p>
次回委員会の日程について	
<p>第 3 回策定委員会 日時 平成 30 年 11 月 27 日（火）午前 10 時 00 分～ 場所 精華町役場 審議会室</p> <p>事前に委員に資料を配付するとともに、委員の所属に応じて、意見をいただきたい事項について示す。</p>	